

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年八月十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年四月二十八日奈良県指令建第一一四―一六六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年七月三十一日高土第一〇八九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年七月三十一日高土第四六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一八七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一八七番一の一部

水路 葛城市東室一八七番一の一部